

平成三十年七月六日受領
答弁第四〇七号

内閣衆質一九六第四〇七号

平成三十年七月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員寺田学君提出朝鮮半島情勢の変化とイージス・アショア配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員寺田学君提出朝鮮半島情勢の変化とイージス・アショア配備に関する質問に対する答弁書
一について

先般の米朝首脳会談により、北朝鮮の金正恩國務委員長が、朝鮮半島の「完全な非核化」について、トランプ米国大統領に対して、自ら署名した文書の形で、直接、約束した意義は大きいと考えている。

この成果の上に立って、今後とも、北朝鮮に対して、国際連合安全保障理事会決議の完全な履行を求め、北朝鮮の具体的な行動を見極めていく必要があると考えている。

その上で、御指摘の弾道ミサイルを想定した住民避難訓練については、現に弾道ミサイルの発射が行われていない状況があることなど諸情勢を総合的に勘案し、住民の皆様には御足労いただく住民参加型の訓練については当面見合わせ、全国瞬時警報システムによる情報伝達の方法や弾道ミサイル落下時の行動についての周知に重点を置いて取り組むよう訓練方法を一部見直したものにすぎず、いかなる事態においても対応に万全を期すとの考え方を何ら変えるものではない。

二の1について

御指摘の菅内閣官房長官及び小野寺防衛大臣の発言は、今般の米朝首脳会談の成果の上に立って、国際

連合安全保障理事会決議の完全な履行を北朝鮮に求め、北朝鮮の具体的な行動を見極めていく必要があるとの認識の下で述べられたものであり、「弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について」（平成二十九年十二月十九日閣議決定）において示された、北朝鮮の核・ミサイル開発についての政府の見解と相違するものではない。

二の2について

現時点において、「弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について」において示された、北朝鮮の核・ミサイル開発についての政府の見解に変更はなく、政府としては、陸上配備型イージス・システムの可及的速やかな導入に向けた取組を引き続き進めていく考えである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、陸上配備型イージス・システムを配置するに当たっては、防衛上有効な場所に配備できるか否か確認する必要がある。平成三十年度予算において、地質・測量調査や施設の基本設計等のために必要となる経費を計上し、平成三十年六月二十一日に配備候補地の地質・測量調査に係る入札公告及び施設の基本設計に係る入札公示を行ったところである。

四について

お尋ねの「圧力の緩和」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、我が国の対北朝鮮措置の在り方について、拉致、核、ミサイルといった諸懸案をめぐる北朝鮮の対応や国際社会の動きを総合的に勘案し、不断の検討を行っているところである。

また、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものであり、日朝平壤宣言における経済協力は、国交正常化交渉においてその具体的な規模と内容を協議し、国交正常化の後に行うこととしている。

これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

五について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。